

○一関市創業資金臨時利子補給補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第154号

改正 令和4年12月28日告示第582号

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響により経営安定に支障を生じている創業者及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で新たに創業する者を支援するため、第2に規定する対象資金に係る利子に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により、創業資金臨時利子補給補助金（以下「利子補給金」という。）を交付する。

(対象資金)

第2 利子補給金の交付の対象となる利子に係る資金（以下「対象資金」という。）は、株式会社岩手銀行、株式会社東北銀行、株式会社北日本銀行、一関信用金庫又は株式会社日本政策金融公庫の市内に所在する本店又は支店（以下「取扱金融機関」という。）から融資を受けた、次の各号のいずれかの資金とする。

- (1) 一関市中小企業振興資金（開業資金に限る。）
- (2) いわて起業家育成資金
- (3) 株式会社日本政策金融公庫が行う創業に係る融資資金のうち、市長が別に定めるもの

(利子補給金の対象期間)

第3 利子補給金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までとする。この場合において、この告示の施行の日の前日までに対象資金の融資を受けた者にあつては、令和4年4月から起算した連続する36月を限度とし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに対象資金の融資を受けた者にあつては、当該融資を受けた月から起算した連続する36月を限度とする。

(利子補給金の対象者)

第4 利子補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成31年4月1日から令和5年3月31日までに対象資金の融資を受けた

者

(2) 市内で新たに創業しようとする者又は平成31年4月1日以後に創業した者

(3) 本店の所在地（個人である場合にあつては、住所）が一関市内にある者

(4) 第6から第8までに規定する書類による申請日時点で事業を継続している者。ただし、新たに創業しようとする者については、この限りでない。

(5) 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でない者

（利子補給金の額）

第5 利子補給金の額は、対象資金の融資を受けた交付対象者が対象期間に取扱金融機関に支払った当該融資に係る利子（債務の履行を遅延した場合の遅延分に係る利子は、利子補給金の額の算定の対象とはしない。）のうち、国、県、市、他の団体等から受けた補助等の額を除いた額の10分の10以内の額とし、1年度当たり20万円、総額で60万円を限度とする。

（利子補給の承認）

第6 利子補給金の交付を受けようとする者は、創業資金臨時利子補給承認申請書（様式第1号）に必要書類を付して市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の書類は、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

（利子補給の承認の変更）

第7 利子補給金の交付を受けようとする者は、第6の規定により承認を受けた内容に変更が生じたときは、創業資金臨時利子補給変更承認申請書（様式第2号）に必要書類を付して市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第8 規則第4条及び第13条の規定による書類は、創業資金臨時利子補給補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）とする。

2 前項の書類は、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

（申請の取下げ期日）

第9 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日以内とする。

（報告の徴収）

第10 取扱金融機関は、交付対象者の第6の規定による承認を受けた利子補給

に係る融資の毎月の状況に関して、別に定める様式により市に報告するものとする。

- 2 取扱金融機関は、交付対象者の第6の規定による承認を受けた利子補給に係る融資に関し市長から報告を求められたときは、これに協力しなければならない。

制定文 抄

令和4年4月1日から施行する。

改正文（令和4年告示第582号抄）

令和4年度分の補助金から適用する。